環境影響評価準備書の審査書

事業名			下北風力発電事業
事業者名			株式会社グリーンパワーインベストメント
			位置:青森県下北丘陵の中心を北から南に走る尾根(むつ市、下北郡東通村、上北郡六ヶ所村、横浜町の市町村境付近) 主な地区:むつ市中野沢地区、東通村白糠地区、横浜町林尻地区、六ヶ所村泊地区など対象事業実施区域:約805.8ha 改変面積:約63.6ha [内訳] ・風力発電機設置・管理ヤード、変電所用地、資材置き場用地:約23.3ha ・構内道路用地:約40.3ha
事業	事業の内容		風力発電所設置事業(陸上) 発電所の出力 最大140,800kW 程度(最大定格出力3,200kW 風力発電機を44 基設置) 発電機の概要 ・ブレード枚数:3枚 ・ローター直径:100~103m ・ローター中心までの地上高(ハブ高):85~98.3m
特性			①工事期間 工事開始時期:平成30年4月(予定) 試運転開始時期:平成32年10月(予定) 運転開始時期:平成33年10月(予定) ②工事工程 道路工事:約23ヶ月 造成・基礎工事:約22ヶ月 据付工事:約14ヶ月 試運転:約8ヶ月 ※12月~3月までは冬季休工の予定であり、上記月数には含まない。
地予域測特・性評		1. 現況	平成25年度末現在で青森県内に設置されている一般環境大気測定局は15局、自動車排出ガス測定局は4局あり、対象事業実施区域及びその周囲には一般環境大気測定局である2局(むつ市(苫生小学校)、六ヶ所村(尾駮小学校))が存在する。測定局の測定項目と環境基準達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、測定を行っている測定局では環境基準を満足している。一方、光化学オキシダントは、両測定局で測定を行っており、ともに環境基準を達成していない。大気環境中のダイオキシン類について、平成25年度の調査結果は、対象事業実施区域及びその周囲では、むつ合同庁舎局において測定を行っており、環境基準(1年平均値が0.6pg-TEQ/Q/m3以下)を達成している。なお、対象事業実施区域及びその周囲では、一酸化炭素、微小粒子状物質及び有害大気汚染物質の測定は実施されていない。
· 価 環結 境果 保	大気質	2. 環境保全措置	・規制速度の遵守、急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブ (環境負荷の軽減に配慮した運転)を実施する。 ・工事工程の調整等により、工事用資材等の搬出入に伴う車両台数のピーク時台 数を低減するよう努める。 ・工事用資材等の搬出入に用いる関係車両の出場時には、必要に応じ、散水、タイヤ洗浄等を行う。 ・工事用資材等の搬出入に用いる関係車両は、適正な積載量により運搬するものとし、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 ・環境監視として、関係車両の台数を管理簿に記録する。
全 措 置・		3. 予測•評価	工事用資材等の搬出入に伴う窒素酸化物による寄与率は0.2~0.8%程度、降下ばいじん量は全ての地点で1t/km2/月を下回った。 事業実施に際しては、規制速度の遵守等について、工事関係者に周知徹底するとともに、工区間の調整を行いながら、ピーク時台数の低減及び平準化などの環境保全措置を講じ、できる限りの影響の低減に努める。 以上のことから、工事用資材等の搬出入に伴う窒素酸化物及び粉じん等の影響は実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

	1. 現況	○騒音 ①一般環境騒音の状況 青森県では、一般環境騒音に係る調査は実施されていない。 ②自動車交通騒音の状況 青森県では、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、 むつ市において、自動車交通騒音に係る調査が実施されているが、対象事業実施 区域及びその周囲では、測定は行われていない。 ③航空機騒音の状況 青森県では、三沢飛行場を対象に三沢市、野辺地町、七戸町、おいらせ町、東北 町、六ヶ所村において、航空機騒音に係る調査が実施されているが、対象事業実施 区域及びその周囲では、調査は実施されていない。 ○低周波音 青森県では、低周波音に係る調査は実施されていない。
騒音•超低周波音	2. 環境保全措置	・規制速度の遵守、急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等エコドライブ (環境負荷の軽減に配慮した運転)を実施する。 ・工事工程の調整等により、工事用資材等の搬出入に伴う車両台数のピーク時台 数を低減するよう努める。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 ・環境監視として、関係車両の台数を管理簿に記録する。 ・風力発電機の設置位置は、住居地域から可能な限り隔離して計画する。 ・風力発電機の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努めることで、騒音及び超 低周波音の原因となる異音等の発生を低減する。
音	3. 予測∙評価	<工事用資材の搬出入> 予測地点における将来道路交通騒音レベルは、68~72dBであり、本事業による寄与分は0.4~0.6dBと予測する。 本事業における発生車両台数は、最大負荷発生時期も一時期である。さらに、工事実施に際しては、規制速度の遵守等について、工事関係者に周知徹底するとともに、工区間の調整を行いながら、ピーク時台数の低減及び平準化に努める。以上のことから、工事用資材等の搬出入に伴う道路交通騒音の影響は実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。 〈施設の稼働〉 予測地点における風力発電機から発生する騒音レベルは25~28dBであり、現況測定値と合成した場合にも増加分は0.0~0.4dB程度である。予測地点におけるG特性超低周波音レベルは62~66dBであり、増加分は1.3~4.8dBと予測する。本事業実施に際しては、住居地域から可能な限り離隔を確保して計画しており、また、適切な点検・整理を実施し性能維持に努めるなどの環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う騒音の影響の低減が図られているものと評価する。 音は実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。
	1. 現況	青森県では、振動に係る調査は実施されていない。
振 動	2. 環境保全措置	・規制速度の遵守、急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等エコドライブ (環境負荷の軽減に配慮した運転)を実施する。 ・工事工程の調整等により、工事用資材等の搬出入に伴う車両台数のピーク時台 数を低減するよう努める。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 ・環境監視として、関係車両の台数を管理簿に記録する。
	3. 予測•評価	予測地点における将来道路交通振動レベルは、38~49dB であり、寄与分は0.7~1.9dB と予測する。本事業実施に際しては、規制速度の遵守等について、工事関係者に周知徹底するとともに、工区間の調整を行いながら、ピーク時台数の低減及び平準化に努める。以上のことから、工事用資材等の搬出入に伴う道路交通振動の影響は実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

	水質	1. 現況	①河川 青森県では、水質汚濁防止法の規定により策定された公共用水域水質測定計画に基づき、県内の公共用水域の水質測定を実施している。平成25 年度の公共用水域の測定地点は195 地点あり、対象事業実施区域及びその周囲では小老部川及び境川の2 地点において測定が実施されている。これらの河川について、環境基準の類型指定がなされている河川は無いが、仮に環境基準(A類型)と比較すると2 地点ともに水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)は環境基準を下回っている。大腸菌群数は小老部橋においては環境基準を下回っているが、河口においては環境基準を上回っている。また、小老部川では健康項目のうち、カドミウム、鉛、砒素の測定が行われており、各項目とも環境基準を下回っている。②海域対象事業実施区域及びその周囲の海域における平成25年度の公共用水域の測定地点は、東通村の白糠1km沖において、水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質の測定が行われており、各項目とも環境基準(A類型)を下回っている。③ダイオキシン類青森県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中のダイオキシン測定を実施している。平成25年度の公共用水域(水質・底質)では、対象事業実施区域及びその周囲では、測定は実施されていない。④水底の底質については、むつ市の田名部川において、測定を実施されているが、対象事業実施区域及びその周囲では、測定は実施されていない。5 地下水の水質の状況地下水の水質については、六ヶ所村鷹架地区において、測定が実施されているが、対象事業実施区域及びその周囲では、測定は実施されていない。	
			2. 環境保全措置	 ・地形等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめる。 ・構内道路沿いには側溝を設け、雨水が沈砂池に流入する構造とする。 ・造成工事に当たっては、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、仮設の沈砂池等濁水対策工を先行する。 ・仮設の沈砂池及び構内道路沿いの側溝は、定期的に確認を行い、適宜、浚渫を行うことにより、沈砂機能の維持に努める。 ・土砂の流出を防止する対策として、適切な場所に土砂流出防止柵を設置する。
			3. 予測・評価	沈砂池から排水される浮遊物質量濃度は、23.1mg/L 程度であり、現地調査により確認した降雨時の浮遊物質量濃度と同程度又は十分に小さい。改変面積のできる限りの最小化を図り、集水区域に占める改変区域の割合は0.3~3.9%程度であり、各河川における浮遊粒子状物質濃度の変化の程度も、変化なし又は増加する場合も1mg/L 未満である。さらに、土砂流出防止柵の設置や、仮設沈砂池等の濁水対策を講じるにより、できる限りの影響の低減に努めるなどの環境保全措置を講じることにより、事業実施の際の水の濁りに大きな変化が生じることは無いと予測する。以上のことから、周辺の水環境に及ぼす影響は小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

(猛禽類、	1. 現況	り、主な種はカラカネイトトンボ、ゲンジがの。 無類:文献その他の資料により準により確認にれらのうち、重要な種の選定基準にあり、底生動物:文献その他の資料によりであった。これらのうち、重要な種の選があり、主な種はカワシンジュガイ、サワガののであった。これらのうち、重要な種であり、主な種はエゾコギセル、ミズグラインをであり、主な種はエゾコギセル、ミズグラインであり、主な種はエゾコギセル、ミズグラインであり、主な種はエゾコギセル、ミズグラインであり、主な種はエゾコギセル、ミズグラインでは、主目すべき生息地文献その他の資料調査によると、対象すべき生息地として、「横浜町のゲンジを地として、「浜奥内漁港」、「三保川」、お、対象事業実施区域には、注目すべきない。
バードストライク含む)動物	2. 環境保全措置	・関係事の会員の ・関係事を受ける。(※動物全般) ・工事のの関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係

田沿

(1) 動物の生息状況

- ①哺乳類:文献その他の資料により確認された哺乳類は、7 目14 科41 種であっ
- これらのうち、重要な種の選定基準に該当したのは、6 目9 科17 種であり、主な種と してはツキノワグマ、カモシカなどが挙げられる。
- ②鳥類:文献その他の資料により確認された鳥類は、21 目62 科305 種であった。 これらのうち、重要な種の選定基準に該当したのは、18 目40 科122 種であり、主な 種はヤマドリ、シノリガモ等であった。
- ③爬虫類:文献その他の資料により確認された爬虫類は、1 目3 科7 種であった。 これらのうち、重要な種の選定基準に該当したのは、ヒバカリの1種であった。
- |④ 両生類:文献その他の資料により確認された両生類は、2 目6 科12 種であった。 これらのうち、重要な種の選定基準に該当したのは、2 目3 科4 種であり、主な種は トウホクサンショウウオ、アカハライモリ等であった。
- ⑤ 昆虫類:文献その他の資料により確認された昆虫類は、12 目151 科1009 種で あった。これらのうち、重要な種の選定基準に該当したのは、9 目53 科121 種であ ボタル等であった。
- ぬされた魚類は、10 目14 科32 種であった。 該当したのは、7 目9 科21 種であり、主な種 うった。
- J確認された底生動物は、18 目55 科144 種 定基準に該当したのは、12 目40 科68 種で ガニ等であった。
- 資料により確認された底生動物は、5 目8 科 種の選定基準に該当したのは、5 目8 科14 種 モ等であった。

事業実施区域及びその周囲において、注目 シボタルおよびその生息地」、ガン・カモ類の越 、「横浜海岸」及び「泊海岸」が分布する。な き生息地は存在しない。

- こ努め、動物と接触する事故を未然に防ぐ。
- の入退出時には、必要に応じ、散水、タイヤ洗
- 8り低排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を
- 、性能維持に努めることで、騒音及び振動の (※動物全般)
- る場合には、適宜散水を行うとともに、必要に こより飛散防止に努める。(※動物全般)
- 両等建設機械の集中を避け、騒音、振動等
- 置を工事関係者に周知徹底する。(※動物全
- ょ立ち入りは行わない。(※動物全般)
- 小限に留める。(※動物全般)
- 物の移動の妨げになる場所については、切り 化する等により、移動経路を確保する。(※動
- 採用を可能な限り少なくし、動物の生息環境 ョウウオ、アカハライモリ)
- 生じた切盛法面は可能な限り在来種を用い 用して現状の植生への早期回復を図る。(※
- 歯切な場所に沈砂池を設置し濁水の発生を防 5止柵を設置する。(※動物全般)
- 水の発生対策として、仮設の沈砂池等濁水
- 施し、性能維持に努めることで、騒音及び超 と低減する。(※動物全般)
- い。(※鳥類)
- 航空法上必要な航空障害灯は、許認可協議をもとに可能な限り常時点滅とする。 (※鳥類)
- ・群落を大きく分断しない。また、大径木を可能な限り伐採しない(※動物全般)。

	3. 予測•評価	上記の環境保全措置を講じることにより、工事用資材の搬出入、建設機械の稼働、 造成等の施工による一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在、施設の稼働 に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響は小さいと考えられることから、実 行可能な範囲内で影響の回避・低減が図られているものと評価する。
		①植物相 文献やその他の資料により確認された植物は計159 科1,488 種である。確認された植物は、山地性の種から丘陵地や平地に多くみられる種、水辺や海岸に特有な種を含んでいる。 ②植生 「むつ市史 自然編」によると、対象事業実施区域及びその周囲は「冷温帯(生態学的にはブナクラス域)」に含まれ、冷涼な気候であることから北海道の一部や日本海側の植物を含む植生がみられる。山地にはブナをはじめとする広葉樹林とスギ、アカマツ、ヒノキアスナロを中心とする針葉樹林が広がり、低地には河川・河口の河辺植物群落や湖沼の湿生植物群落、沿岸部には海岸断崖地植生がみられる。 ③重要な植物及び重要な植物群落 ア. 重要な植物 文献その他の資料調査において確認された植物のうち、重要な種の選定基準に該当したのは、55 科151 種であり、主な種はオオウメガサソウ、イチョウシダ等であった。イ. 重要な植物群落 文献その他の資料調査の結果、重要な植物群落として、「横浜町向平のヨシ湿原」、「物見崎海崖植物群落」及び「桧木在八幡神社海浜植生自然林」が確認された。なお、対象事業実施区域内には重要な植物群落は分布しない。 ④巨樹・巨木林 文献その他の資料調査の結果、対象事業実施区域及びその周囲において、4 箇所の巨樹・巨木林が確認された。なお、対象事業実施区域内には巨樹・巨木はみられない。
植物		・排出ガス対策型の建設機械を採用し、運転上の排ガス排出量の低減策を実施する。 ・必要に応じて工事関係車両への散水、タイヤ洗浄、シート被覆等による飛散防止策を講じる。 ・地形等を十分考慮し、改変面積を最小限に留める。 ・工事に当たっては、土砂流出防止柵を設置することで、土砂の流出を防ぎ、必要以上の土地の改変を抑える。 ・樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は可能な限り在来種を用いた緑化を行う。また、萌芽再生等を利用して現状の植生への早期回復を図る。 ・改変区域内に生育する重要な植物については、生育地と同様の環境に移植を実施する。 実施にあたっては専門家の助言を踏まえた上で移植先や時期を設定する。 ・事後調査において林縁の状況を確認し、重要な植物の生育環境への影響が認められる場合は、その影響の程度に合わせて専門家の意見を参考に移植等の保全措置を講じる。 ・工事関係者の工事区域外への不要な立ち入りを行わない。 ・既存林道に生育するオオハンゴンソウ(特定外来生物)の分布拡大を防ぐため、刈り取り等の予防的防除を実施する。また、場内への入り口において、工事車両のタイヤを洗浄し、外部からの侵入を防除する。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。
	3. 予測•評価	上述の環境保全措置を講じることにより、工事用資材の搬出入、建設機械の稼働、 造成等の施工による一時的な影響、並びに地形改変及び施設の存在に伴う重要な 種及び重要な群落への影響は小さいと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の回避・低減が図られているものと評価する。

			и
	生態系	1 現辺	① 生態系の概況 対象事業実施区域及びその周囲は、山地、台地・段丘丘陵地、平地・低地、開放水域及びその他(市街地、裸地等)に区分される。このうち、対象事業実施区域は、「山地の自然植生」「山地の草地」「山地の植林」が大半を占める。 ② 重要な自然環境のまとまりの場 文献その他の資料調査によると、対象事業実施区域及びその周囲において、11 の重要な自然環境のまとまりの場が分布する。このうち、対象事業実施区域には植物学的に定義された自然植生である「自然草原」及び「自然林」と「保安林」が分布する。 上位性の注目種:クマタカ典型性の注目種:タヌキ特殊性の注目種:なし
生能紊		2. 環境保全措置	・関係車両の走行速度等の注意喚起に努める、動物と接触する事故を未然に防ぐ。 ・工事用資材等の搬出入の関係車両の入退出時には、必要に応じ、散水、タイヤ洗浄等を行う。 ・工事に使用する建設機械は可能な限り低排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。 ・建設機械は、適切な点検・整備を行い、性能維持に努めることで、騒音及び振動の原因となる異音等の発生を低減する。 ・工事中に粉じんが発生する恐れがある場合には、適宜散水を行うとともに、必要に応じて、敷鉄板、砕石の敷設を行う等により飛散防止に努める。 ・工事の施工個所の分散化を行い、車両等建設機械の集中を避け、騒音、振動等の影響の軽減に努める。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 ・地形等を十分考慮し、改変面積を最小限に留める。 ・ 急勾配法面や段切り施工により小動物の移動のがげになる場所については、切り通し末端部やすりつけ部分をスロープ化する等により、移動経路を確保する。 ・ 樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は可能な限り在来種を用いた緑化を行う。また、萌芽再生等を利用して現状の植生への早期回復を図る。 ・ 土砂の流出を防止する対策として、適切な場所に沈砂池を設置し濁水の発生を防止するほか、適切な場所に土砂流出防止柵を設置する。 ・ 土砂の流出を防止する対策として、仮設の沈砂池等濁水対策工を先行する。 ・ 通力発電機の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努めることで、騒音及び超低周波音の原因となる異音等の発生を低減する。 ・ 風力発電機のライトアップは実施しない。 ・ 航空法上必要な航空障害灯は、許認可協議をもとに可能な限り常時点滅とする。 ・ 諸落を大きく分断しない。また、大径木を可能な限り伐採しない。
		3. 予測•評価	上記の環境保全措置を講じることにより、地域を特徴づける生態系への造成等の施工による一時的な影響、並びに地形改変及び施設の存在、施設の稼働に伴う影響は小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の回避・低減が図られているものと評価する。
		1. 現況	対象事業実施区域及びその周囲は、下北半島を縦断する山地の尾根部と、丘陵地に広がる人工林、耕作地で形成される。主な景観構成要素は、比較的起伏が小さい山地上に広がる樹林と、丘陵地に広がる耕作地となる。対象事業実施区域及びその周囲における景観資源の状況は、山地景観として「吹越烏帽子岳南斜面」、海岸景観として「下北段丘」などの海成段丘、「吹越砂丘」などの砂丘、「泊海岸」の海食崖や波食台などが確認された。主要な眺望点の状況は、「物見崎」や「横浜町砂浜海岸コテージ村」など6 箇所が確認された。
景	見	2. 環境保全措置	・風力発電機の設置位置は、住居地域から可能な限り隔離して計画する。 ・樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は可能な限り在来種を用いた緑化を行う。また、萌芽再生等を利用して現状の植生への早期回復を図る。 ・風力発電機のライトアップは実施しない。 ・風力発電機は、周囲の環境になじみやすいように明度・彩度を抑えたと塗色とする。 ・風力発電機の選定にあたっては、事業の実行可能な範囲で極力ローター直径の小さな機種の選定に努める。

		3. 予測•評価	環境保全措置の実施により地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響は実行 可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。
	人と自然	1. 現況	対象事業実施区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合い活動の場の状況は、「三保野公園及び三保川沿い遊歩道」や「浜奥内海水浴場」などが確認された。
	との触れ合いの活	2. 環境保全措置	・規制速度の遵守、急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等エコドライブ (環境負荷の軽減に配慮した運転)を実施する。 ・工事工程の調整等により、工事用資材等の搬出入に伴う車両台数のピーク時台 数を低減するよう努める。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 ・原則として人と自然との触れ合いの活動の場の利用が多い日曜日は、工事用資 材の搬出入による運搬を行わない。 ・風力発電機の設置位置は、可能な限り隔離して計画する。 ・風力発電機は、周囲の環境になじみやすいように明度・彩度を抑えたと塗色とす る。
	動 の 場	3. 予測•評価	上記の環境保全措置を講じることにより、工事用資材等の搬出入、地形改変及び施設の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。
	廃棄物等	1. 現況	(1) 一般廃棄物 対象事業実施区域及びその周囲4 市町村における一般廃棄物処理の状況は、一 般廃棄物の総排出量はむつ市が27,712t と最も多く、次いで六ヶ所村が5,455t、東 通村が2,218t、横浜町が1,590t となっている。対象事業実施区域より概ね50km 圏 内における一般廃棄物処理施設は、30 箇所が存在する。 (2) 産業廃棄物 対象事業実施区域より概ね50km 圏内における産業廃棄物処理施設数は、29 箇所 が存在する。
		2. 環境保全措置	・産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、発生量の削減に努める。 ・分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し、適正に処理する。 ・地形等を十分考慮し、改変面積を最小限に止める。 ・掘削工事に伴う発生土は、盛土及び敷き均し等に利用し、対象事業実施区域内で再利用することにより、残土の発生を可能な限り低減する。
		3. 予測•評価	上記の環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物 及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。
事後調査			○大気環境 適切な点検・整備を実施する効果的で実効性のある環境保全措置を講ずるものの、実際の状況を把握するため、事後調査を実施する。 調査項目:稼働後の騒音及び超低周波音 ○動物 環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、施設の稼働による重要な種への影響、施設の稼働によるクマタカ及びハイタカの繁殖への影響は現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価されるが、不確実性が高いことから、事後調査を実施する。 調査項目:バードストライクに関する調査、対象事業実施区域及びその周囲のクマタカ、ハイタカの繁殖状況 ○植物 改変区域内に生育する重要な植物(サルメンエビネ、Paeonia 属の一種)を移植することにより個体の消失は防げるものの、移植後の定着状況や生育状況については不確実性が伴うことから事後調査を実施する。また、林縁に生育する重要な植物については、生育環境への間接影響の程度に不確実性が伴うこと、及び、事後調査により把握した林縁部の重要な植物へに対する影響の状況に応じて環境保全措置の内容を具体化することから、事後調査を実施する。 調査項目:移植個体の生育状況確認、林縁の状況確認調査

その他特記事項	対象事業実施区域の周囲に風力発電所が存在 ・ユーラス小田野沢ウインドファーム(10基) ・横浜町菜の花風力発電所(1基) ・大豆田風力発電所(6基) ・(仮称)小田野沢 II ウインドファーム(計画中)
住民意見の概要及び事業者見解・関 係都道府県知事意見・環境大臣意見	住民意見の概要及び事業者見解:平成27年度第16回風力部会資料 3-2-3参照 関係都道府県知事意見:平成28年度第1回風力部会資料 2-1-3参照 環境大臣意見::平成28年度第1回風力部会資料 2-1-4参照
	環境審査顧問会風力部会の意見を聞いた上で、環境の保全について適正な配慮 がなされることを確保するための意見を記載。
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価準備書を基に作成したものである。